

令和7年度

第2回文化センター運営審議会

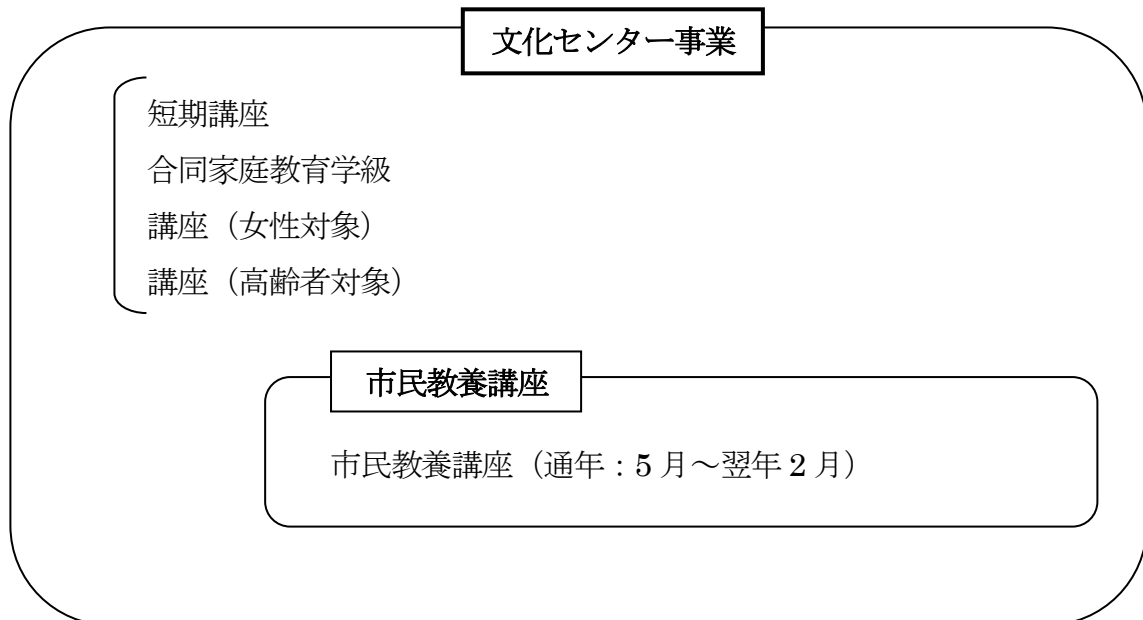


- 日時 令和7年12月22日(月)
14時00分～
- 場所 笑顔満開通り ルルサス防府1階
ルルサス文化センター 交流室1

令和7年度 第2回文化センター運営審議会

議 事

- (1) 議案第1号 令和7年度 文化センター事業実施状況報告…………… P.1
- (2) 議案第2号 令和7年度
文化センター市民教養講座・自主活動グループ作品展（計画）… P.6
- (3) 議案第3号 令和8年度 文化センター事業計画（案）…………… P.7
- (4) その他



文化センター運営審議会委員名簿

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

氏名	役職	備考
岡本 早智子	防府市文化協会会長	委員長
椎木 幸成	防府市自治会連合会副会長	
山崎 和代	防府市母親クラブ連絡協議会会長	監査
徳永 竜治	防府市中学校校長会 (防府市立華陽中学校校長)	
藤井 孝造	防府市子ども会育成連絡協議会会長	
島田 一道	防府市小学校PTA連合会会長	
竹内 幹雄	防府市社会教育委員	副委員長
熊野 博之	防府市社会福祉協議会常務理事	

議案第 1 号

令和 7 年度 文化センター事業実施状況報告

文化センター短期講座

	講座名	開催日	講師	参加人数	参加者年代
I T 関 係	①ワード基礎 定員：18人	6月2日(月) 6月5日(木) 10:00~12:00	藤澤 佐和子	2日：13人 5日：13人	40~70歳 代以上
	②スマホの写真で カレンダーを作ろう！ 定員：16人	9月4日(木) 9月11日(木) 10:00~12:00	市民教養講座講師 吉田 俱生	4日：15人 11日：12人	50~70歳 代以上
	③エクセル基礎 定員：18人	11月10日(月) 11月13日(木) 10:00~12:00	藤澤 佐和子	10日：17人 13日：16人	40~70歳 代以上
	④生成AI講座 定員：20人	1月29日(木) 14:00~15:30	元公立中学校校長 厚東 政人	未	未
	⑤スマートフォン 入門講座・活用講座 定員：各20人	別紙参照	ソフトバンク スマホアドバイザー	別紙	別紙
	⑥ドコモ・スマホ講座 定員：各15人	別紙参照	ドコモショップ 防府八王子店 スマホ教室講師	別紙	別紙
学 習 系	⑦南海トラフ地震とは？ 定員：30人	6月17日(火) 13:30~15:00	山口大学名誉教授 三浦 房紀	25人	50~70歳 代以上
	⑧認知症にかかりにくい体 定員：30人	7月24日(木) 10:00~11:30	阿知須同仁病院顧問 江里 健輔	30人	50~70歳 代以上
	⑨夏休みこども工作教室 ～モーターで動くもちつきウサギ～ 定員：40人	7月27日(日) 1) 10:00~11:30 2) 13:00~14:30	防府市青少年科学館 科学教育指導員 木田村 勉	1) 19人 2) 16人	小学生～ 60歳代
	⑩夏休み絵画教室 定員：20人	8月9日(土) 10:00~11:30	大道公民館 社会教育指導員 中川 逸夫	9人	小学生～ 40歳代
	⑪毛利家ゆかりの地 定員：30人	8月29日(金) 10:00~11:30	毛利博物館顧問 小山 良昌	16人	50~70歳 代以上

	講座名	開催日	講師	参加人数	参加者年代
学習系	⑫ふるさと散策 (迫戸・宮市編) 定員：20人	10月10日(金) 9:00~12:00	防府市文化振興課 鞆 雅子	8人	40~70歳 代以上
	⑬ゆかりの地で学ぶ山頭火 (護国寺) 定員：15人	10月15日(水) 10:00~11:30	護国寺 住職 橋本 隆道	10人	60~70歳 代以上
	⑭肩こり・腰痛を防ぐ体操 定員：30人	12月19日(金) 13:00~14:00	指導者バンク講師 自在な整骨院 ・はりきゅう院 鈴木 悠	未	未
生活文化・趣味系	⑮聴いて笑って！ 定員：24人	7月3日(木) 10:00~11:30	元公立高等学校校長 山崎 凱千 音楽家 石川 真也	24人	50~70歳 代以上
	⑯浴衣の着付け簡単レッスン 定員：20人	7月12日(土) 13:30~15:30	市民教養講座講師 多田 悦子	11人	20~70歳 代以上
	⑰骨盤スリムヨガ 定員：15人	9月5日(金) 14:00~15:30	骨盤スリムヨガ インストラクター 松永 瞳	12人	40~70歳 代以上
	⑱手織り講座(さをり織り) 定員：4人/部	10月25日(土) 1) 10:00~12:00 2) 13:00~15:00 3) 15:30~17:30	菊永 千夏	1) 4人 2) 4人 3) 4人	20~70歳 代以上
	⑲笑いヨガ 定員：30人	11月19日(水) 10:00~11:30	指導者バンク講師 森本 康子	19人	40~70歳 代以上
	⑳カメラと写真の基礎知識 定員：30人	12月4日(木) 10:00~11:30	指導者バンク講師 於土井 豊昭	16人	30~70歳 代以上
	㉑かんたんおもてなし料理 *初心者向け* 定員：12人	12月11日(木) 9:30~13:00	市民教養講座講師 近藤 京子	未	未
	㉒親子料理教室 「バレンタインデーお菓子作り」 定員：14人	2月7日(土) 10:00~12:00	市民教養講座講師 荒瀬 玲子	未	未
	㉓コーヒー基礎講座 定員：12人	2月2日(月) 10:00~11:30	中島 大樹	未	未

令和7年度文化センター短期講座 別紙

講座名	No.	開催日	時間	内容	定員	講師	参加人数	参加者年代
⑤スマートフォン教室 (ソフトバンク)	1	5月23日(金)	13:30~14:30	～お出かけ編～ スマートフォンを実際に操作しながら、マップやカメラの活用方法を学ぶ	20人	ソフトバンク スマホアドバイザー	19人	50代~70代
	2	6月18日(水)		～調べもの編～ スマートフォンを実際に操作しながら、音声検索やGoogleレンズの使い方を学ぶ	20人		10人	50代~70代
	3	7月18日(金)		～LINE編～ スマートフォンを実際に操作しながら、音声入力や友だち追加の方法を学ぶ	20人		16人	50代~70代
	4	9月19日(金)		～スマホ決済編～ スマートフォンを実際に操作しながら、スマホ決済の利用方法や安全に利用するための方法を学ぶ	20人		13人	50代~70代
	5	10月15日(水)		～防犯編～ スマートフォンを実際に操作しながら、スマホでできる防犯対策等を学ぶ	20人		6人	50代~70代
	6	11月19日(水)	13:30~15:00	～お出かけ編～ スマートフォンを実際に操作しながら、マップやカメラの活用方法を学ぶ	20人		13人	50代~70代
	7	12月17日(水)		～調べもの編～ スマートフォンを実際に操作しながら、音声検索やGoogleレンズの使い方を学ぶ	20人			
	8	1月16日(金)		～LINE編～ スマートフォンを実際に操作しながら、音声入力や友だち追加の方法を学ぶ	20人			
	9	2月18日(水)		～スマホ決済編～ スマートフォンを実際に操作しながら、スマホ決済の利用方法や安全に利用するための方法を学ぶ	20人			
	10	3月18日(水)		～防犯編～ スマートフォンを実際に操作しながら、スマホでできる防犯対策等を学ぶ	20人			
⑥ドコモ・スマホ講座	1	9月18日(木)	13:30~14:30	スマートフォンを安全に使うための基本的なポイントを知ろう	15人	ドコモショップ 防府八王子店 スマホ教室講師	9人	50代~70代
	2	10月16日(木)	10:30~11:30	メッセージアプリを使おう	15人		3人	60代~70代
	3	11月20日(木)		ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう	15人		8人	50代~70代
	4	1月15日(木)		生成AI” ChatGPT” を使ってみよう!	15人			
	5	2月19日(木)		スマホで確定申告(e-tax)をしよう	15人			

講座の写真

①		②	
④	未	⑤	
⑦		⑧	
⑩		⑪	
⑬		⑭	未
⑯		⑰	
⑱		⑳	
⑳	未	㉑	未
㉑	未	㉒	未

合同家庭教育学級

日時・講師・参加者	<p>令和7年9月26日（金） 10:00～11:30</p> <p>「うちの子最高！！子どもたちの幸せのために今わたしたちのできることは」～親として 大人として 地域として～ 福岡県 子育てアドバイザー 熊丸 みつ子</p> <p>市内各公民館家庭教育学級生、社会教育指導員、教育委員会関係者、市内小・中学校PTA、一般市民</p>	<p>参加者：53人</p> <p>ルルサス防府 2F 多目的ホール</p>
-----------	---	--

「げんき！骨コツ学」（講座：女性対象）

日時・講師・参加者	<p>令和7年10月31日（金） 10:00～11:00</p> <p>大人も子どもも大切にしたい骨を丈夫に保つための方法を学びます。 株式会社ヤクルト山陽 山口本社 健康アドバイザー</p> <p>市内各公民館女性学級生、一般市民</p>	<p>参加者：18人</p> <p>ルルサス文化センター 交流室1</p>
-----------	--	---

「知って得する認知症予防」（講座：高齢者対象）

日時・講師・参加者	<p>令和7年11月26日（水） 10:00～11:30</p> <p>認知症の種類と予防、薬等、口と認知症とのかかわりについてお話しします。 山口県 歯科衛生士会 会長 今田 千恵美</p> <p>市内各公民館高齢者教室生、一般市民</p>	<p>参加者：16人</p> <p>ルルサス文化センター 交流室1</p>
-----------	---	---

議案第2号

令和7年度

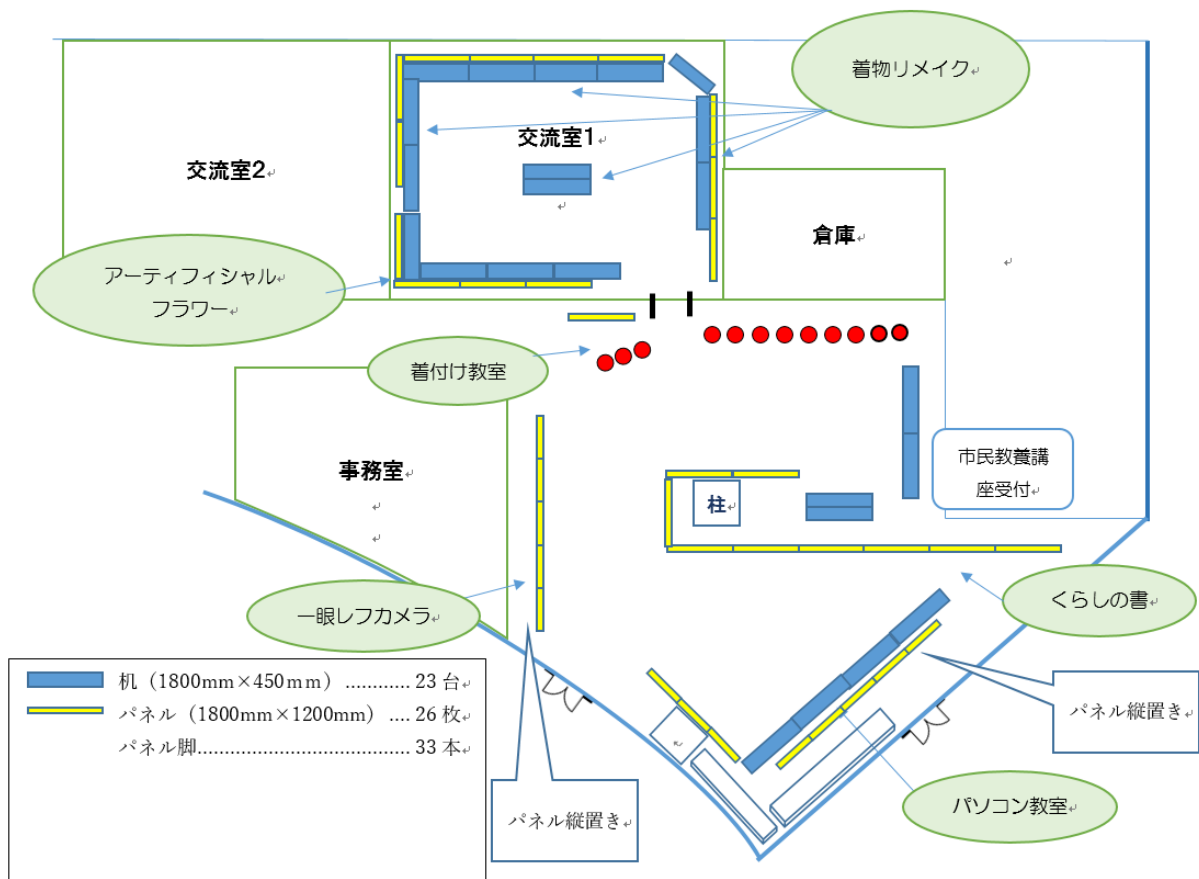
文化センター市民教養講座・自主活動グループ作品展について（計画）

1 日時・場所

令和8年3月1日（日） 10時～15時 （令和7年度生涯学習フェスティバル）
ルルサス文化センター 交流室1・オープンスペース（仮）

2 出展予定団体 6団体

- 着物リメイク
- くらしの書
- 着付け教室
- 一眼レフカメラ講座
- パソコン教室
- アーティフィシャルフラワー



議案第3号

令和8年度 文化センター事業計画（案）

令和8年度文化センター事業は、提示した(案)のとおり計画しています。

文化センター短期講座

令和8年度(案)

講座種別	講座数等
IT関係講座	18回程度
歴史・文学等、学習系講座	15回程度
生活文化、趣味系講座	12回程度
計	45回程度

合同家庭教育学級

【目的】

市内各公民館の家庭教育学級生及び市民が、これからの家庭教育や子育てのあり方について学ぶ。

令和8年度(案)

演題
学齢期の子育てについて(仮)

過去10年間の演題一覧

年度	演題	講師	会場	参加人数
7	「うちの子最高！！子どもたちの幸せのために今わたしたちのできることは」	福岡県 子育てアドバイザー 熊丸 みつ子	ルルサス防府 2階多目的ホール	53人
6	子どもを伸ばす子育てについて	山口市立大海小学校 校長 江田 良市	文化福祉会館 3階4号	42人
5	10歳までの家庭教育のポイント	山口大学大学院 教育学研究科准教授 川崎 徳子	文化福祉会館 3階4号	55人

講座(女性対象)

【目的】

市内公民館の女性学級生と市民が共通のテーマについて学ぶ時間とする。

令和8年度(案)

演題
睡眠について(仮)

過去4年間の演題一覧

年度	演題	講師	会場	参加人数
7	げんき！骨コツ学	株式会社ヤクルト山陽 山口本社 健康アドバイザー	ルルサス文化 センター 交流室1	18人
6	女性の防犯対策について	山口県警察本部 犯罪被害防止アドバイザー 山本 学	ルルサス文化 センター 交流室1	8人
5	はじめよう生涯学習 地域連携教育の充実	山口県教育庁 地域連携教育推進課 指導主事 福井 貴己	文化福社会館 3階4号	36人

講座(高齢者対象)

【目的】

市内公民館の高齢者教室生と市民が共通のテーマについて学ぶ時間とする。

令和8年度(案)

演題
高齢者のための交通安全と特殊詐欺防止について(仮)

過去4年間の演題一覧

年度	演題	講師	会場	参加人数
7	知って得する 認知症予防	山口県歯科衛生士会 会長 今田 千恵美	ルルサス文化 センター 交流室1	16 人
6	口腔ケアに関する 健康教育	山口県歯科衛生士会 会長 今田 千恵美	ルルサス文化 センター 交流室1	11 人
5	公民館活動の活性化をめざして ～高齢者教室を中心として～	周南市三丘市民センター 主事 内山 慧祐	文化福社会館 3階4号	32 人

令和8年度 ルルサス文化センター 市民教養講座開設予定一覧(案)

	講座名	定員	講師	曜日	時間	材料費
	1 英会話(初級)	30	トム・テイラー/ ポール	毎週金	10:50～12:20	約2,000円(テキスト代)
	2 小学生英会話(1・2・3年生)	30	トム・テイラー	第1・3土	10:00～11:00	約4,000円(テキスト代)
新	3 Windows11の操作と標準アプリの使い方 ①	16	吉田 倶生	毎週水	10:10～11:40	約2,500円(テキスト代)半期約200円
新	4 Windows11の操作と標準アプリの使い方 ②	16	吉田 倶生	毎週水	13:00～14:30	約2,500円(テキスト代)半期約200円
新	5 Windows11の操作と標準アプリの使い方 ③	16	吉田 倶生	毎週金	10:10～11:40	約2,500円(テキスト代)半期約200円
	6 デジタル一眼レフカメラ講座	20	於土井 豊昭	第3水	9:30～11:30	毎月100円(資料・コピー代)
	7 初めての洋裁(着物リメイク)	20	田中 ヨシ子	第2・4水	13:00～15:00	毎月300円(コピー代)
	8 気軽に楽しむ! 着物&マナー(午前)	20	多田 悦子	第2・4木	10:00～12:00	1,500円(テキスト代)※新規の方のみ
	9 気軽に楽しむ! 着物&マナー(夜)	20	多田 悦子	第3水	19:00～21:00	1,500円(テキスト代)※新規の方のみ
新	10 音読de元気	20	北川 かず美	第1土	14:00～16:00	半期1,000円(テキスト代ほか)
	11 暮らしの書(漢字・かな文字・ペン習字・実用書)	28	山田 梓江	第2・4土	10:00～11:30	半期4,000円(教科書代)
	12 カラオケ講座	20	尾中 慶輝	第1・3金	10:00～12:00	半期500円(CD/資料代) 著作権料100円
	13 女性かんたん料理	12	近藤 京子	第3水	10:00～12:30	毎月800円(材料代)
	14 男性かんたん料理 ①	13	近藤 京子	第2水	10:00～12:30	毎月800円(材料代)
	15 男性かんたん料理 ②	13	近藤 京子	第2土	10:00～12:30	毎月800円(材料代)
	16 親子で作るパンとお菓子① (小学生と保護者)	※	7組 荒瀬 玲子	第3土	10:00～12:00	親子で毎月700円(材料代) ※欠席の場合も要材料代
	17 親子英語リミック(1歳～2歳)	※	8組 藤井 未麻	第2・4月	10:00～11:00	初回100円(材料代) 著作権料100円
	18 親子英語リミック (幼稚園年々少～年中)	※	8組 藤井 未麻	第2・4月	15:30～16:30	初回100円(材料代) 著作権料100円
	19 親子英語リミック (幼稚園年長～小学1年生)	※	8組 藤井 未麻	第2・4月	16:30～17:30	初回100円(材料代) 著作権料100円
	20 骨盤スリムヨガ (お子様連れOK・託児なし)	15	松永 瞳	第2・4金	14:00～15:30	著作権料100円
	21 今から始める! 10年先の健康・体力づくり	15	殿塚 有希子	第3水	13:30～15:00	著作権料100円
新	22 気になるお腹周りエクササイズ	15	殿塚 有希子	第3水	19:00～20:00	著作権料100円
	23 朝の運動～コンディショニング～	15	殿塚 有希子	第3木	9:20～10:30	著作権料100円
	24 50歳からの筋力運動	15	殿塚 有希子	第3木	10:40～11:50	著作権料100円
	25 楽しいフラダンス	15	江田 真由美	第2・4水	13:30～15:00	年間550円(CD代) 著作権料100円
	26 ウォーキングヨガ	30	山崎 和雄	毎週木	14:00～15:15	著作権料100円
	27 社交ダンス	20	渡邊 富保	第2・4水	19:00～20:30	著作権料100円

※親子それぞれに受講料、申込金が必要。

募集講座:27講座(新規5講座)

関係法令等（抜粋）

○社会教育法

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正）

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（昭二八法二一一・平一一法八七・一部改正）

関係法令等（抜粋）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正）

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正）

（運営の状況に関する評価等）

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二〇法五九・全改）

（運営の状況に関する情報の提供）

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

○防府市公民館設置及び管理条例

昭和三十九年三月三十一日

条例第三十号

（連絡等にあたる公民館）

第三条の二 前条第一項に規定する文化センターは、同項に規定する他の公民館の連絡等にあたる公民館とする。

- 2 前項に規定する連絡等にあたる公民館は、当該公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

（昭五七条例二五・追加、令四条例二二・令六条例三四・一部改正）

（公民館運営審議会）

第四条 法第二十九条第一項の規定により、第三条に定める公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、八人以内とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
 - 一 学校教育及び社会教育の関係者
 - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 各種団体の代表者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員が第三項に規定する者に該当しなくなつた場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもこれを解嘱することができる。

（平元条例一一・全改、平二条例一〇・平一二条例二〇・平二四条例一四・一部改正）

○防府市公民館設置及び管理条例施行規則

昭和三十九年三月三十一日

教育委員会規則第二号

（委員長及び副委員長）

第五条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（昭五〇教委規則九・全改、平三〇教委規則四・旧第四条繰下）

（審議会の招集）

第六条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審議会の招集は、委員に告知して行う。

（昭五〇教委規則九・全改、平三〇教委規則四・旧第五条繰下）

（議事手続）

第七条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（平三〇教委規則四・旧第六条繰下）

（関係人の出席）

第八条 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

（平二八教委規則五・一部改正、平三〇教委規則四・旧第七条繰下）

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事手続その他運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

（平三〇教委規則四・旧第八条繰下）

関係法令等（抜粋）

○公民館の設置及び運営に関する基準

（平成十五年六月六日）

（文部科学省告示第百十二号）

（地域の実情を踏まえた運営）

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

（事業の自己評価等）

第十条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

公民館とは…

公民館の目的について

公民館は社会教育法（以下「法」という。）に規定され、その目的は法第20条に「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とあり、法第21条に基づき市町村が設置します。

文化センターは「防府市公民館設置及び管理条例」により、公民館と位置付けています。

公民館の事業について

公民館の事業については、法第20条の目的を達成するために、法第22条において、以下のように定められています。

- 第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。
但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
- 一 定期講座を開設すること。
 - 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
 - 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
 - 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
 - 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
 - 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

文化センターでどのような事業を行っているかご紹介します。

一 定期講座を開設すること。

→ 市民教養講座を毎年開催している（5月～翌年2月）。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

→ 短期講座や、合同家庭教育学級、生涯学習フェスティバルにおいて、文化センター市民教養講座作品展を行っている。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

→ 生涯学習相談コーナーや人権教育ビデオを備えている（HPに一覧あり）。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

→ 市民教養講座で毎年運動系の講座を募集している。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

→ 他の公民館の連絡等にあたる公民館として、公民館相互の連絡調整等を行っている。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

→ 自治会や社会教育関係団体等に集会・総会などの会場として貸し出している。

公民館運営審議会について

法第29条及び防府市公民館設置及び管理条例第4条に基づき、「文化センター運営審議会」を設置しています。公民館長の諮問機関として、「公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する」役割を担っています。

文化センター運営審議会は、8名の委員からなり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、各種団体の代表者に委嘱しています。

運営に関する評価の実施について

公民館は、法32条において、「当該公民館の運営について評価を行い、その結果に基づき、公民館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

文化センターにおいても、毎年度の事業の状況について、運営審議会で見解をいただきながら自ら点検及び評価を行い次年度へ反映させ、事業の水準の向上を図るよう努めています。

公民館の設置・運営のための基準

公民館の健全な発展のために、公民館の設置運営上必要な基準が、文部科学省によって定められています。現在の基準には、以下の事項が掲げられています。

「公民館の設置及び運営に関する基準」(2003(平成15年)年告示)

- ・対象区域
- ・地域の学習拠点としての機能の発揮
- ・地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- ・奉仕活動・体験活動の推進
- ・学校、家庭及び地域社会との連携等
- ・地域の実情を踏まえた運営
- ・職員
- ・施設及び設備
- ・事業の自己評価等